

住宅地図事件

特許技術者 古河 浩平

判決のポイント 縮尺レベル 19 の住宅地図及び縮尺レベル 20 の住宅地図の地図がそれぞれ「該地図を記載した各ページ」がある構成に関し、明細書の【発明の実施の形態】に記載されている「区画化」の意味について言及され、原告の構成要件である「適宜に分割して区画化」を被告地図において技術的範囲に属しないとされた。

事件の表示 H31.1.31 東京地裁 平成 29 年（ワ）第 34450 号

1. 事実関係

(1)本件は、発明の名称を「住宅地図」とする特許第 3799107 号の特許権の専用実施権を有する原告が、被告が製作し、インターネット上でユーザに利用させている電子地図が原告の特許権を侵害するとして、被告に対し損害賠償金及び遅延損害金の支払いを請求したものである。

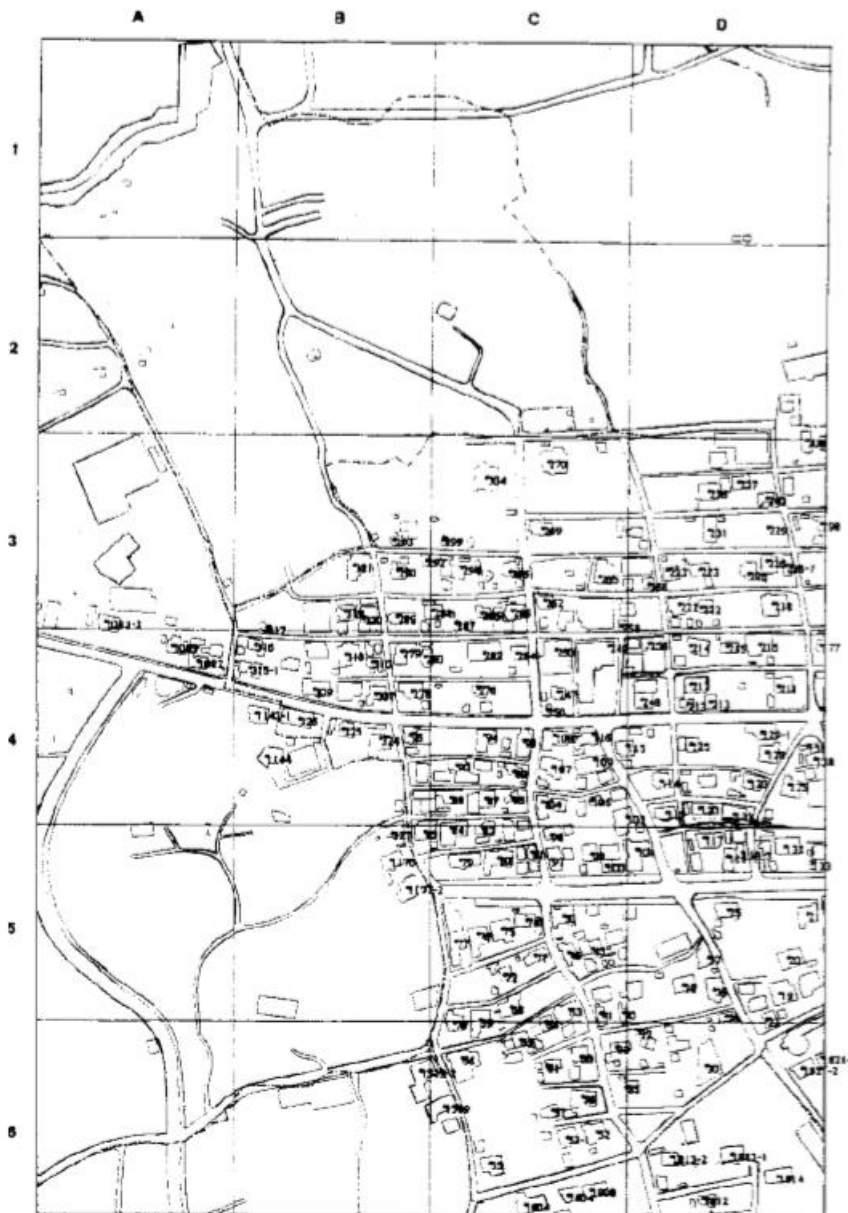
(2)本件発明 1 は、以下のような構成要件に分説される。

- A 住宅地図において、
- B 検索の目安となる公共施設や著名ビル等を除く一般住宅及び建物については居住人氏名や建物名称の記載を省略し住宅及び建物のポリゴンと番地のみを記載すると共に、
- C 縮尺を圧縮して広い鳥瞰性を備えた地図を構成し、
- D 該地図を記載した各ページを適宜に分割して区画化し、
- E 付属として索引欄を設け、
- F 該索引欄に前記地図に記載の全ての住宅建物の所在する番地を前記地図上における前記住宅建物の記載ページ及び記載区画の記号番号と一覽的に対応させて掲載した、
- G ことを特徴とする住宅地図。

2. 被告地図の概要

ユーザの端末にインストールされている Web ブラウザを介してユーザ端末のディスプレイに地図を表示できるようにしたプログラムであり、無料でユーザが利用できる状態にしている。被告地図は、縮尺レベルが 1 から 20 の 20 段階に分かれており、縮尺レベル 20 が最も詳細な（縮尺率が小さい）地図で、縮尺レベル 1 が最も広域（縮尺率が大きい）地図である。

【原告の地図】（明細書中の図 5）



3. 争点

構成要件 D の充足性 他

構成要件 D の「適宜に分割して区画化」との記載に照らして、被告地図のデータが画面に表示されるときに区分された形でその一部が表示されている、「メッシュ化」され、また、複数のデータとして管理されていることが原告によって主張され、前記が本件特許権の権利範囲に属するかが争点となった。

4. 裁判所の判断

原告は、被告地図において、縮尺レベル19の住宅地図及び縮尺レベル20の住宅地図がそれぞれ構成要件Dの「該地図を記載した各ページ」に該当すると主張した上で、被告地図のデータは、画面に表示されるときに区分された形でその一部が表示されるから構成要件Dの「適宜に分割して区画化」されると主張するとともに、「メッシュ化」され、また、複数のデータとして管理されているから構成要件Dの「適宜に分割して区画化」することになると主張する。※メッシュ化とは地図全体を区画に分割して管理することである。

しかし、仮に、縮尺レベル19の住宅地図及び縮尺レベル20の住宅地図がそれぞれ構成要件Dの「該地図を記載した各ページ」に該当するとしても、利用者は、画面に表示されている地図を見ているのであって、線その他の方法及び記号番号により、ページにある複数の区画の中で、**検索対象の建物が所在する地番に対応する区画を認識することができる**とはいえない。被告地図において「メッシュ化」がされていて、また、被告地図に係るデータが複数のデータとして管理されているとしても、被告地図プログラムの構成（分説）及び前記(1)アないしウに照らし、利用者は、「メッシュ化」されている**範囲や区分されたデータを通常認識しないだけでなく、それらに対応する記号番号を認識することはない**。したがって、被告地図において、線その他の方法及び記号番号により、ページにある複数の区画の中で、**検索対象の建物が所在する地番に対応する区画を認識することができる**とはいえない。そうすると、前記に照らし、被告地図において、「各ページ」が、「**適宜に分割して区画化**」されているとはいえない。

これらによれば、被告地図について、構成要件Dの「適宜に分割して区画化」がされているとは認められない。

したがって、被告地図は原告の発明の技術的範囲に属するとは認められないため、原告の請求は棄却された。

5. 実務上の指針

本事件では、原告側の構成要件Dの「適宜に分割して区画化」という点がメインの争点となった。しかし、原告側特許明細書に記載されている文言または図から、「区画化」の解釈が絞られてしまっている。明細書中では発明内容が利用される状況を考えたうえでなるべく広い解釈ができるように記載する必要がある。

(2019.8.7 古河)